

# 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

---

## （開催要領）

- 1 日時 平成30年2月9日（金）11:21～11:45
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

### <WG委員>

- 座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長  
大阪大学名誉教授
- 座長代理 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長
- 委員 阿曾沼 元博 医療法人社団混志会瀬田クリニックグループ代表
- 委員 中川 雅之 日本大学経済学部教授

### <関係省庁>

- 近江 愛子 法務省入国管理局総務課企画室長
- 大西 友弘 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課長
- 竹林 経治 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長
- 増田 利隆 厚生労働省健康局健康課栄養指導室室長補佐
- 赤松 俊彦 厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課

### <提案者>

- 松本 正光 大阪府政策企画部特区推進監
- 上澤 行成 大阪府健康医療部環境衛生課課長補佐
- 吉田 智美 大阪府健康医療部食の安全推進課総括主査

### <事務局>

- 河村 正人 内閣府地方創生推進事務局長
- 岡本 直之 内閣府地方創生推進事務局次長
- 村上 敬亮 内閣府地方創生推進事務局審議官
- 小谷 敦 内閣府地方創生推進事務局参事官

## （議事次第）

- 1 開会
  - 2 議事 クールジャパン・インバウンド外国人材の受入れ（理美容師、調理師、製菓衛生師）について
  - 3 閉会
-

○小谷参事官 それでは、ワーキングによるヒアリング、続きまして、クールジャパン・インバウンド外国人材の受入れ（理美容師、調理師、製菓衛生師）についてということで、法務省、厚生労働省、大阪府、三者ヒアリングでございます。

それでは、八田座長よろしくお願いたします。

○八田座長 どうも遅れましてすみませんでした。お忙しいところお越しくささいまして、ありがとうございました。

御回答をお願いいたします。

○近江室長 法務省でございます。

今回、大阪府から御提案をいただきました一番最後の4ページ目をこちらで御回答をさせていただきますように思います。

今回いただきましたクールジャパンの外国料理、製菓、理美容への受入れというところなのですけれども、まず、規制緩和の部分で在留資格、技術・人文知識・国際業務における上陸基準に調理師などを追加してほしいという御要望でございます。

まず、既に今の、これは昨年の国家戦略特区での改正の内容をお使いになりたいということかと思いますが、現在、お手元に法務省から上陸基準省令をお配りしておると思うのですが、こちらでございますが、細かくなって申し訳ないのですが、こちらをめぐっていただきまして、2ページ目の一番上のほうを見ていただきますと、こちらが技能の在留資格の上陸基準省令で、上のほうに技能と書いてあると思いますが、その1のところでございますが、料理の調理ということが既に技能の中に入っております、その中で外国において考案され、我が国において特殊なものを要する業務という形で、これは既に上陸基準省令の中に入っております。

ここでいただいております外国料理、外国で考案された製菓ということであれば、今回の昨年の特区法改正の中で新しい規制緩和ということで作りました制度に該当するかと思います。技能の該当性はあるかと思いますので、あとは基準について、今御提案をいただいております養成施設終了プラス免許取得というところの議論に入っていくのかなと考えております。

一方、現行制度では、今見ていただいたところにも書いてあるのですが、10年以上の実務経験というのが現行制度でございます。これと同等程度であるかどうかなどをまた区域会議などで御提案いただいて、関係省庁で協議をしていく形になろうかと思っておりますので、外国料理や外国製菓に限りましては、昨年の法改正の中で基準の緩和というところの議論はできるかなと考えております。

仮に昨年の法改正の中身を使うのであれば、こういう重厚なスキーム案は必要ございませんで、既にもう認められているものですので、このような管理団体とか、これを作ってください必要はないと考えます。おそらくこちらは元々日本料理のスキームを参考にされているのだと思うのですが、こちらにつきましては、日本料理は今、在留資格上認められていないということもありまして、特別な管理の体制をとっていただいておりますので、

現行制度で認められていて基準の緩和だけであれば、ここまでスキーム案を作っていたかどうかとも資格を付与できるかと思っております。あとは、区域会議などでの議論になっていこうかと思っております。

以上でございます。

○八田座長 ありがとうございます。

厚生労働省、お願いします。

○竹林課長 理美容に関してですけれども、大阪府の提案について私の理解が間違っていなければ、要は単に日本の理美容学校を卒業した方がそのまま働けるようにということのように思えます。そうしますと、クールジャパンの枠組みはそういうことではなくて、内外に日本の理美容がクールだということを発信していけるようにするということだと思いますので、何か単純な理容師、美容師ということではなくて、もう一声というか、こういう人に来ていただければもっと発信力が高まるとか、そういうことなのではないかと思っておりますので、単純に理容師、美容師と言うだけでクールジャパンの枠組み、考え方に即しているかと言いますと、何か違うのではないかと私どもとしては考えています。

とりあえず以上です。

○原座長代理 厚生労働省の言われたことが全然意味がわからなかったので、何を言われているのかもちょっと説明してください。

○竹林課長 要は、クールジャパンにおける枠組みそのものの話で、私の理解が正しくなければそのように言っていたらと思うのですけれども、専門性を有する外国人材を入れていくということなのだろうと思っております。その趣旨としては、日本の美容学校はクールであるということを世界的に共通で認知していただけるような形で情報発信していくということなのだと思うのですけれども、そのことと、単に理容師・美容師を日本に入れていくということがどう関係するのかが分からないということです。

○原座長代理 いや、どう関係しないのかむしろ分かりません。

○竹林課長 では、どう関係するか説明していただければ。

○原座長代理 関係しないことを説明してください。美容はクールジャパンではないのですか。

○竹林課長 そういうことではなくて、クールジャパンというのはクールな業界であれば、そこに、とにかく人を入れていくというのがクールジャパンということなのでしょう。

○原座長代理 クールジャパンの観点で、外国人材の受入れを従来よりも柔軟にやりましょうという制度を作ったのです。それは理解されていますか。

○竹林課長 そこは理解しています。

○原座長代理 それを理解されていたら、今言われていることが全然分からない。

○竹林課長 どうなのでしょう。それは私どものほうだけで考えればいいのでしょうか。法務省のほうはどうなのでしょう。

○八田座長 まず、当該国では資格も何もなしにできるのに、わざわざ日本に来て、日本

語で勉強してこの資格を取るといふのは、日本の美容が非常に優れているからそれを学びたいという人々なのです。その意欲といふのは大変なものです。試験に受かったら即刻帰るといふのは、クールジャパンとして日本の文化を発信するのに全く役に立っていないではないですか。無駄ですよ。だからそこをきちんとやりましょうといふのがこの趣旨ですから、原委員が言われるように、これが何で役に立たないのか訳が分からないということですよ。

○竹林課長 クールジャパンという枠組みが、例えば、美容以外にも色々な日本でクールと言われるものがあるのだと思うのですけれども。

○原座長代理 美容以外の話はいいです。

○八田座長 美容に関しては、意義が特に大きいのです。

○竹林課長 クールな分野であれば、そこに働ける人をただ連れて来られるようにするというのがクールジャパンなのですか。

○八田座長 今言ったように、大変な努力をして来ている人々が資格を取って、実際の経験なしに即刻帰るといふのは矛盾でしょう。永遠に残ってもらおうといふ話ではないです。要するに、プラクティカルトレーニングをして、実際に日本の技術を学ぶ期間をここに入れるようにしてもらいたい。そうしたらあと帰っていただくと。それでいいではないですか。

○原座長代理 よく分からないのだけれども、クールジャパンとインバウンド対応に関する専門性を有する外国人材の受入れニーズに機動的に対応するという制度を作られたのでしょう。それは、今法務省の配られている紙にもそう書いてあって、今おっしゃっていることはそれに加えてクールジャパンを発信する機能が必要だとか、そういう要件を課するという議論を、今追加的にされようとしているのですか。

○竹林課長 すみません、このクールジャパン特区の仕組みといふのは、入国管理の関係の仕組みなのだと思うのです。私はそのように理解していたのですけれども、もし違ふのであれば。

○原座長代理 入国管理の話をしていないのですか。

○竹林課長 関係省庁で在留資格該当性の検討をまずして、そこが突破されると今度は上陸許可基準として妥当である場合、妥当でない場合と判断するという事なのですよ。なので、在留資格該当性については私どもが今申し上げたように考えておりますけれども、厚生労働省だけでいい悪いといふ話ではないような気がするのですが、私の理解がもし間違っているのだったら、法務省から間違っているよと言ってほしいのですけれども。

○近江室長 先ほどは調理と製菓の話は私にしたのですが、理美容につきましては、前回のワーキングでも繰り返し言わせていただいたのですが、先ほど見ていただきました技能の在留資格におきましては、産業上の特殊な分野に属する熟練した技能となりますので、一般的に想定されているような理美容の業務はこれには該当しないといふのは、前回もお話をさせていただいたと思います。

こちらのおそらく大阪府が御提案いただいているスキーム案を見ますと、これは今回の昨年の特区法の改正で、技能と技術・人文知識・国際業務の基準緩和というものをやったことと、もう一つ別に農業の外国人材の受入れをやっておりますが、農業も同じように今の在留資格には該当しないということで、特定活動ということで特別のスキームを作って受入れを開始したと考えておりました、そちらのスキームでも特別な特定活動、今の上に書いてあります技能、技術の話ではなくて、農業のような特別なスキームで受け入れることも御検討なのかなどこれは思ひまして、法務省としては後者の技能には一般的な理美容は該当しないと繰り返し申し上げておりますけれども、仮にそうではなくて農業のような特別枠というスキームで。

○原座長代理 その話はしていないのでいいです。

○近江室長 であれば、私たちは所管とお話をしてニーズを把握して制度を作っていくという。

○原座長代理 いや、その話はしていないのです。

○八田座長 クールジャパンの特区の制度を今やっているのです。これは制度としてでき上がっていて、法務省もお認めになっていて、それでやろうというわけです。

○近江室長 その技能の中には、一般的な理美容は入らないというのは前回もお話させていただきました。

○原座長代理 そこは私も前回申し上げましたけれども、理美容が入らないというのは一体何なんですかと。だってこれまで美容技術を持って美容専門学校で学んだ人が、かつらを作るために商品の企画をすとか、そういった業務については技術・人文知識・国際業務の中で認められてきているわけですね。同じように今度新しいヘアスタイルを作るとどうなるのかとか、そういった議論がこれまでも当然あったわけです。その中で、私たちはクールジャパンの観点で技能または技術・人文知識・国際業務に当たり得る人を従来の運用ではこれまでは認めていなかったかもしれないけれども、より柔軟に受けられるようにしようという仕組みをわざわざ法改正をして作ったわけで、その中で理美容だからおよそこれには入らないんですと。それは今までの運用どおりですと言われたら、この法改正をやった意味がないのです。

○近江室長 法改正の趣旨としましては、また繰り返しになるのですが、基準を緩めるという形で、今実務経験10年とかいう基準を設けているところを緩める法改正であると考えておりました、分野の拡大というところは、前回の法改正では今の分野はそのままという形で法律は改正されたと考えております。

○原座長代理 だから、技能と技術・人文知識・国際業務というのは前提としていて、そこからさらに別の枠を作るという議論はしていません。技能か技術・人文知識・国際業務の中で、今大阪府が提案されているようなことが読めるのではないですかと前回から申し上げているのです。

○近江室長 先生がおっしゃりました先ほどのウィッグの商品開発とか、美容の関係のマ

ネジメント業務は当然、前回ホームページにも掲載しておりまして、技術・人文知識・国際業務に該当することを私たちは運用としてやっているという状況になっておりますが、おそらくここで言われている業務というのは、いわゆる普通の髪の毛を切るというような理容師、美容師の業務かと考えておりまして、そういう業務であれば、技術・人文知識・国際業務にも技能にも一般的には該当しないという形になろうかと思えます。

法律の建付けを見ていただきますと、産業上の特殊な分野というところで考えておりますので、仮にここの趣旨を言いますと、髪の毛を切るという業務であっても、例えばなのですが、外国に本当に特有なものであるということとか、我が国の技能レベルが非常に高いというようなものである場合には、産業上の特殊な分野という形にはもちろんなるのですが、今一般的に言われている髪の毛を切るという普通の業務であれば、この技能には該当しないということを今まで御説明させていただいております。

○原座長代理 それは美容師の資格を取られた人の中で、一番最低限のレベルの仕事だと、少なくともこれまで入りませんという運用をされてきたということなのだと思います。先ほどのウィッグを作る企画業務に関しては、技術・人文知識・国際業務などで認められているわけですね。美容室で働いている方で新しいヘアスタイルの企画をされている方はどうなんですか。それはこれまでの運用の中でもそこは線引きがずっと曖昧なまま来たのだと思います。あるいは、今回問題になっているケースで言えば、大阪府の提案は今そういった絞り込みの仕方はされていないですけども、例えば、外国人の観光客に対応するというのだとどうなるのですか。

○近江室長 対象となる方がどなたかで在留資格は変わらないと思いますので、考え方は一緒になると思うのですが、例えば、今おっしゃられたような新しいヘアスタイルを元々専門学校に行っていらっしゃって、新しいヘアスタイルを開発されたり、企画されたりというところはおそらく技術・人文知識・国際業務のほうに、ヘアウィッグと同じような形で開発業務という形になろうかと思えますので、そういう開発系についてはおそらく技術・人文知識・国際業務に該当するのではないかと考えております。

あと、髪の毛を切るという業務になりますと、技術・人文知識・国際業務ではなく、おそらく技能という形の在留資格に近いのかなと考えておりまして、今まで御説明したとおりになっています。

○原座長代理 その線引きを明確にさせていただけますか。おそらく今美容室で働いている方の多くは、新しいヘアスタイルを模索して企画されているのだと思います。

○近江室長 皆さん多分新しいことを色々考えてはいらっしゃると思うのですが、それが開発というようなところとか、あとはそういうレベルまであるかというところを見させていただく形になろうかと思うのです。

○原座長代理 その開発と考えることの違いを明確にしてください。

○近江室長 分かりました。こちらはまた検討させていただきます。

○八田座長 これはあれですね。一つは歴史的な経緯で仕事の性質が変わってきましたね。

町の美容師が主体だったときから、今のようにファッション性が高くなって、そういうファッション性のことも実際に学校で随分教えるというような状況になった変化。それから、昔はわざわざ東京や大阪に来て髪を切ってもらおうなんていう外国人はいなかったのに、今それが目的でやってきている。それが結構普通の美容院にまで来るわけだから、そういうものに対応できる人というのは一種の通訳兼みたいな人で、彼らの好みも分かっているから特殊な技能がある。要するに、そのように昔のままではなくて色々状況が変わってきて、これは技術として認められるんだということではないかと思います。

○松本推進監 大阪府の今回の提案の趣旨の部分ですけれども、これまで確かに外国の理美容師を入国させるときにはそうだったのだろう。

ただ、今回は日本に来て、日本で学んでいただいて、2,010時間以上勉強されて、しかも国家資格を取ってという一定の技術レベルというのが確保された上でというか、そういう意味では、外国では理美容の免許制度がないところが多いと聞いていますけれども、公衆衛生などを学んだ、そういう人材に一定期間日本で実務経験を積んでいただいて、クールと言われる日本の技術を、次は母国へ帰っていただいて、そこで日本の企業が進出したときにそういう足掛かりとなる人材となる。

クールジャパンというのは日本の技術を世界に発信するという意味ですから、外国の理美容師を入れるのではなくて、日本の高度な理美容技術を学んでいただいた方にさらに実践を積んでいただいて、海外に発信していただくという意味なので、これまでの入国の基準の部分と少し趣旨、趣が異なっているのではないかという思いがございいます。

○八田座長 これは余計なことかもしれないけれども、私は安い労働力を日本に入れるのは反対で、いつも法務省の味方をしているのだけれども、これは安い労働力受入れとは全く違う話だと思います。美容学校関係の方たちから伺うと、美容試験の上位合格者が外国人は多いというのです。だからそれは本当に意欲のある人たちがわざわざ日本語を勉強してやってきているわけで、その人たちに日本の文化を一定限度学ぶ時間を与えてあげるといのは必要なのではないか。ずっと居て頂戴という話とは丸っきり違うと思うのです。

それでは、また引き続き協議していただきたいと思います。

○村上審議官 大阪府、調理師の件で何か確認しておくべきことがあれば御質問ください。

○松本推進監 先ほどもありましたように、要は日本料理以外であれば外国料理に包含されるということですから、日本料理以外であればまず入り口としては対象、その後はいわゆる経験なり何なりの代替はどうかという理解でよろしいのでしょうか。日本料理はダメだということではよろしいのでしょうか。

○近江室長 おっしゃるとおりでして、特殊な技能という形になりますので、外国の料理、外国の製菓ということであれば、今の技能には該当しません。あとはおっしゃられたとおり、基準をどうとるかというまさに昨年の法改正の中身の基準の緩和というところがどのようにできるかという議論になっていくと思います。

○松本推進監 そうしましたら、日本料理も含めてとなれば、今農林水産省がやっておら

れるスキームになるのだと。特定活動になるのだという理解でよろしいのでしょうか。

○近江室長　そうですね。今農林水産省がやっていらっしゃる5年の関係ですが、同じような形でやっていただく。学生がそのまま働かれるというスキームはそれを使っていた方がいいと思います。

○阿曾沼委員　最後に意見です。美容の世界ではヘアスタイルなどは基本はオーダーメイドなものだと思うのです。その人の個性を生かして、決まりきったヘアスタイルを適応するというよりも、その人に合ったオーダーメイドなヘアスタイルを創り出すことが求められますよね。これはすごく技能とか芸術でもありますよね。

また、フランスには8,200万人も海外から人が来ていますが、日本はまだたかだか2,000万人です。今後8,000万人に近付ける国際化の流れを考えると、それにふさわしい制度をどうするかという観点で考え方を考えていくことが非常に重要だと思います。国際社会から取り残されないためにも、法改正をしていくことが重要だと思います。

○八田座長　これだけフランス料理の日本人のシェフが育ったのは、多くのシェフがフランスに留学して、向こうで働かせてもらってきたからです。それから、広尾なんかにはフランスで青年時代に美容院で働いたというものすごい貴重な美容師もいる。そういう懐の深さを日本も持つべきだと思うのです。

それでは、どうもありがとうございました。